

燃料費の高騰により大きな影響を受けている運送事業者に対して、高騰した燃料費相当分を支援します。

(上天草市運送事業者燃料費高騰に係る事業継続支援助成金募集要領)

1. 対象者 ※ 次の項目をすべて満たす必要があります。

- 本市に本社又は営業所等を有し、貨物自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営む中小企業者（個人含む）であること。
- 現在も事業を行っており、今後も事業を継続する事業者であること。
- 市税等の滞納がないこと。
- 上天草市暴力団排除条例に規定する暴力団又は密接関係者に該当しないこと。

2. 対象車両

対象者が実際に使用している車両で、自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄に「事業用」と記載（緑又は黒ナンバー）があり、次のいずれかに該当する車両を対象とします。

- 自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」の欄が対象者と同一である車両。
- 使用している車両がリース契約等の場合には、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」の欄が対象者と同一である車両。
- 自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」の欄及び「使用者の氏名又は名称」の欄が、対象者の属する組織の本社等になっている場合は、「使用の本拠の位置」の欄が上天草市内である車両。

3. 助成金の額

対象車両に給油した1カ月の燃料費の20%（千円未満の端数があるときは端数を切り捨て）を、3カ月間助成します。ただし、1カ月の上限は、対象車両の台数×5万円です。

なお、対象となる期間は令和4年12月1日から令和5年2月28日までです。

4. 事業認定の手続きについて

(1) 申請方法

対象者や対象車両について、事前に事業認定を受けてください。必要な書類は次のとおりです。

(2) 提出書類

- ① 事業認定申請書（様式第1号）
- ② 運送業を営んでいることを確認できる書類の写し
- ③ 対象車両の自動車検査証の写し
- ④ 市税の未納がない証明書
- ⑤ 事業認定要件に係る宣誓書（様式第2号）

5. 事業の認定について

提出いただいた事業認定の申請書等をもとに、観光おもてなし課で審査の上、対象となる車両等についての、事業認定通知書（様式第3号）を交付しますので、燃料の給油があった場合は認定を受けた車両について次のとおり交付申請を行ってください。

6. 交付申請手続きについて

（1）申請方法

給油した燃料が確定したら助成金の交付を申請してください。助成金の申請必要な書類は次のとおりです。

なお、**交付申請は、1カ月ごとでも3カ月分まとめてでも申請は可能です。**

（2）提出書類

- ① 助成金交付申請書（様式第4号）
- ② 事業認定通知書（様式第3号）の写し
- ③ 対象期間において対象車両に給油した燃料費であることを確認できる書類等の写し

（3）申請期限

令和5年3月31日まで（必着）

※期限を過ぎての申請はできませんので、早めに提出してください。

7. 交付決定及び交付確定について

提出いただいた申請書等をもとに、観光おもてなし課で審査の上、助成金の交付決定及び交付確定を行い交付決定及び交付確定通知書（様式第5号）を交付します。

8. 助成金の支払いについて

交付決定及び交付確定を受けた方は、交付確定を受けた額について、助成金請求書（様式第6号）を提出してください。請求書を受理した後2週間を目途に助成金をお支払いします。

9. 助成事業の書類について

本助成事業に関する書類等は、**令和10年3月31日まで保存し**、その間に、市が内容の確認を要請した時には、いつでも応じられるように管理してください。

◆ 本助成金に関するお問合せ・提出窓口 ◆

上天草市観光おもてなし課 産業振興係

電話番号 0964-26-5531 電話受付時間 平日 8:30~17:00

メールアドレス sangyo@city.kamiamakusa.lg.jp

●申請書等ダウンロード（上天草市公式HP）

<https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/q/aview/52/17167.html>